

No. 51
2022.9.1
発行

北柏駅北口

区画整理だより

発行：柏市 都市部 北柏駅周辺整備課

電話 04-7160-3851 FAX 04-7160-3850

Email: kitakashiwaseibi@city.kashiwa.chiba.jp

都市計画の変更案の説明会を行いました

初秋の候、皆様におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当土地区画整理事業におきましては、仮換地指定率が99%（R4.9.1時点）となり、工事も順調に進んでいるところです。これも、日頃より、皆様の格別なる御理解と御協力によるところであり、厚くお礼申し上げます。

この度、北柏駅北口地区にかかわる都市計画の変更案に関する説明会を開催しましたので、今回の区画整理だよりにて報告いたします。

なお、都市計画変更を踏まえた土地区画整理事業の事業計画の見直しに関する説明会は、令和4年度末ごろ開催する予定です。詳細につきましては、別途お知らせいたします。

今後も、事業の推進に努めてまいりますので、皆様の更なる御理解と御協力をお願いいたします。



ところで、駅前広場はどうなるの？

今夏より駅前広場の工事に着手しました。
新しい駅前広場には、バス乗り場や
タクシー乗り場が出来ます。

現在施工中の工事は、令和5年3月末の
完成を予定しており、その後別工事で、
バス乗降場の屋根等の整備を行う予定です。

工事中、何かと御迷惑をおかけして申し訳
ありませんが、完成まで暫くお待ちください。



(完成イメージです！)

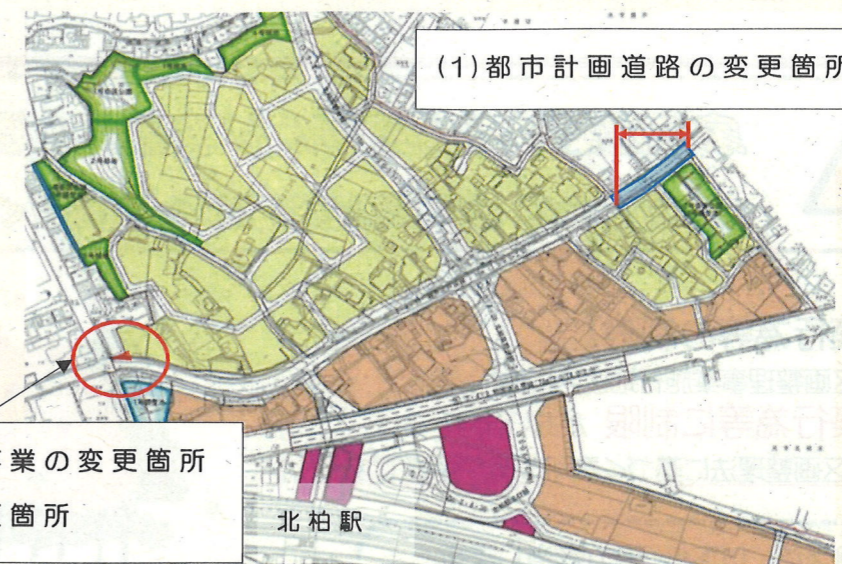
都市計画の変更案の説明会について報告します

令和4年7月8日（金），9日（土）に都市計画の変更案の説明会を開催しました。

2日間で，延べ37名の方に御出席いただきました。

場所：北柏駅周辺整備課 現地事務所2階

内容：(1) 都市計画道路根戸花戸原線の終点位置の変更
(2) 北柏駅北口土地区画整理事業の一部区域の変更
(3) 北柏駅北口駅前地区地区計画の一部区域の変更



(1) 都市計画道路の変更箇所

(2) 土地区画整理事業の変更箇所

(3) 地区計画の変更箇所

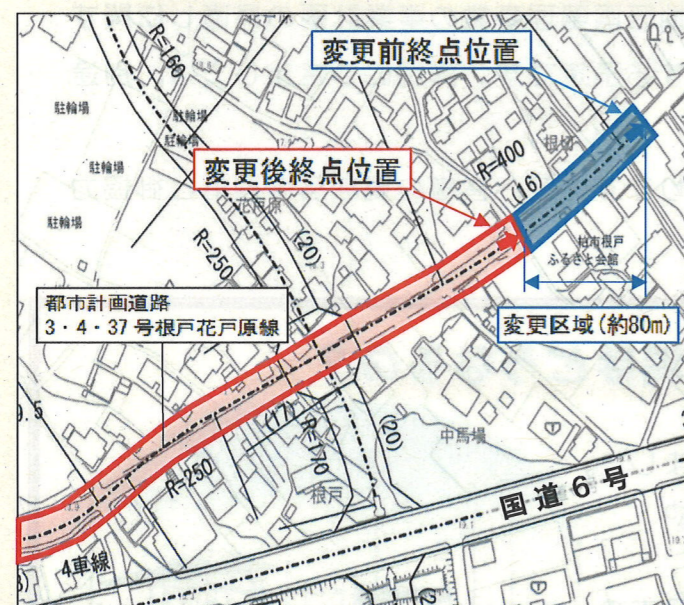
北柏駅

(1) 都市計画道路の変更案

<変更の内容>

柏都市計画道路3・4・37号根戸花戸原線の終点位置（下図，変更区域の青着色部）を変更します。

〔変更前〕



位置		区域
起点	終点	延長
柏市 根戸 字西ノ下	柏市 根戸 字根切	約670m

〔変更後〕

位置		区域
起点	終点	延長
柏市 根戸 字西ノ下	柏市 根戸 字中馬場	約590m

<変更理由>

- ・本路線の将来整備の方向性や北柏駅北口周辺の今後の人口及び交通量の減少による状況の変化に伴い，本路線の必要性に変化があったため
- ・現況道路を本路線の代替路線とすることで円滑な交通処理が可能のため

※なお，変更区域（青着色部）の道路形状は，現況道路に摺り付ける予定です。

(2) 土地区画整理事業の変更案

<変更の内容>

北柏駅北口土地区画整理事業の施行区域内の一部（変更箇所拡大図，赤着色部の約7㎡）を変更します。

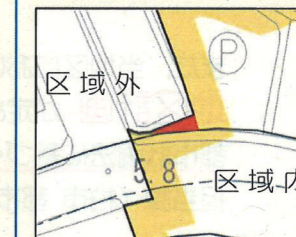
土地区画整理事業の面積
12.3ha ⇒ 12.3ha（約7㎡の減）

<変更理由>

過年度の土地区画整理事業の見直しにより宅地となった変更箇所は，都市基盤整備を行う必要がないことから土地利用の整合を図るため

変更箇所
拡大図

〔変更前〕



〔変更後〕



(3) 地区計画の変更案

<変更の内容>

北柏駅北口駅前地区地区計画の地区計画区域の一部（変更箇所拡大図，赤着色部の約7㎡）を変更します。

地区計画区域の面積
13.4ha ⇒ 13.4ha（約7㎡の減）

<変更理由>

北柏駅北口土地区画整理事業の施行区域の変更に伴い，土地区画整理事業の施行区域と地区計画区域の整合を図るため



家の建築や外構工事には申請が必要です！

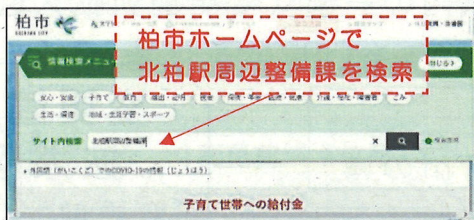
着工前に必ず 北柏駅周辺整備課へ ご相談ください。

【建築行為等の制限】

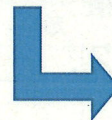
土地区画整理事業施行地区内には、**建築行為等に制限** があります。※1
土地区画整理法に基づく許可申請が必要です。

- 例えば、以下の行為が該当します。
- 家や店舗の建築（改築や増築も含む）
 - その他工作物（フェンスや塀等）
 - 盛土、掘削など土地の形質の変更

（申請書はこちらから）



業務内容	事業実施中のご注意を クリック
北柏駅北口土地区画整理事業 低未利用地が多い北柏駅北口地区において、都市基盤の整備や良質な宅地造成等、計画的な市街地形成を進めています。 ・事業のあらまし ・第5回事業計画案について（令和2年11月13日公表） ・事業の流れ（公共団体協力の場合） ・事業の進捗状況（区画整理日より） ・事業実施中のご注意（土地区画整理法76条の許可申請等） ・柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整備審議会	



申請様式
・申請書(法76条) (ワード：39KB) ・取りやめ届(法76条) (ワード：30KB) ・工事施工承認申請書 (エクセル：36KB)

ここからダウンロード

また、当地区においては、**地区計画** が定められております。※2
都市計画法に基づく届出が必要です。
担当課（柏市 都市計画課）へご相談ください。

※1：土地区画整理法第76条の規定による
※2：都市計画法第58条の2の規定による

【権利の変動】

- 所有権や借地権等の権利について、**異動や変動、消滅**があった場合は「権利の異動届」、「住所等の変更届」の提出をお願いします。
- **土地の分筆、合筆**を行う際は、事前に必ずご連絡ください。

その他、事業に関するご相談やご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせくださいますようお願いいたします。



お問い合わせ
 〒277-0831 柏市根戸 1854-8
 柏市 都市部 北柏駅周辺整備課
 電話 04-7160-3851 FAX 04-7160-3850
 E:mail:kitakashiwaseibi@city.kashiwa.chiba.jp